

在 留 邦 人 向 け

# 安 全 の 手 引

平 成 2 6 年 2 月 1 日

在 ト ロ ン ト 日 本 国 総 領 事 館

<b>I. 序言</b> . . . . .	3
<b>II. 防犯の手引き</b>	
1. 海外生活における安全対策の基本的心構え . . . . .	3
2. トロント市の犯罪情勢 . . . . .	4
3. 当地での邦人の被害 . . . . .	4
4. 被害に遭わないための心構え . . . . .	5
5. 具体的な対策	
(1) 一般的な防犯対策 . . . . .	5
(2) 交通事情と事故防止対策 . . . . .	6
(3) 誘拐に対する対策 . . . . .	7
(4) 強盗に対する防犯対策 . . . . .	7
(5) 侵入盗に対する防犯対策 . . . . .	8
6. テロについて . . . . .	8
7. 在留届 . . . . .	9
<b>III. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル</b>	
1. 普段の心構え準備 . . . . .	9
2. 緊急時の行動 . . . . .	10
<b>IV. 緊急連絡先</b>	
1. オンタリオ州政府緊急連絡先 . . . . .	11
2. オンタリオ州内各警察連絡先 . . . . .	11
3. トロント市緊急対策本部 . . . . .	12
4. ピアソン空港 . . . . .	12
5. 在トロント日本国総領事館 . . . . .	12
<b>V. 結語</b> . . . . .	13

## I. 序言

1. 一般的に、カナダはアメリカと比較して治安状況は良い方であり、カナダは「安全」というイメージがあります。また、カナダの中でもオンタリオ州の犯罪発生率は、低いとのカナダ統計局の統計もあります。幸いにして、トロント大都市圏を含むオンタリオ州で、近年、邦人が凶悪な犯罪に巻き込まれたケースは、少ない方といってよいと思います。しかし、日本と比較し、カナダにおける犯罪発生率は、より高いという事実を十分に認識して生活することが肝要です。
2. 近年、観光客を狙った窃盗団による犯罪の数も減少していますが、日本人旅行者の場合、日本と同じ感覚で行動しがちであり、また、多額の現金を持ち歩いていると見られているので、狙われないよう十分に注意を払う必要があります。
3. 当地滞在の在留邦人、又は、当地を訪問される邦人の皆様が当地で犯罪に巻き込まれないよう、本「安全の手引」を参考にして頂ければ幸いです。

## II. 防犯の手引き

### 1. 海外生活における安全対策の基本的な心構え

- (1) 何よりも、自分と家族の安全は、自分達で守るとの心構えが基本（家族を含めた安全意識の高揚が必要）です。
- (2) 「予防」こそが、最善の危機管理。このための努力を惜しまないこと。
- (3) 安全対策については、悲観的に準備し、楽観的に実施する精神が重要です。
- (4) 現地における行動の三原則は、「目立たないこと」、「行動のパターン化を避けること」及び「用心を怠らないこと」であり、現地の状況を十分に考慮した上で行動すること。
- (5) 住居の防犯対策が、生活面における安全対策の基盤（現地情勢の的確な把握及び分析に基づく住居防犯対策基準の確立）であると認識する。
- (6) 現地に早く溶け込む。治安情勢、対日感情等を含む様々な情報が常に得られるように、情報が得られるネットワーク作りに心掛ける。
- (7) 海外生活では、生活環境の変化に伴い、友人関係、隣人関係、言葉の問題等と

色々と制約があるので、精神衛生及び健康管理に気をつける。

## 2. トロント市の犯罪情勢

トロント市警が発表した「2012年犯罪統計」によれば、トロント市の犯罪発生率は、ここ数年減少傾向にあります。

- (1) 2012年の交通違反・事故を含む犯罪総数は、対前年比6.9%減の154,718件が報告されています。性的暴行事件(2,896件3.3%減)、暴行事件、アパート・商業施設への侵入、家宅侵入件数は、前年に比べ減少が見られますが、殺人事件(54件5.9%増)は、逆に増加しています。
- (2) 性犯罪では、12~17歳が被害者全体の26.2%、また、18~24歳が23.8%、また、麻薬に関わる犯罪者は12~17歳が10.7%、18~24歳が37.4%を占めるなど若年層が巻き込まれる傾向があります。
- (3) トロントは、北米の中でも安全な市であるが、日本に比べ、市中に出回っている銃器は多い。トロント市警は、発砲事件が麻薬の流通や密売に絡む組織犯罪と密接に関わっている場合が多いと指摘しています。

## 3. 当地での邦人の被害

当地で在留邦人向けに支援を行っている日系の非営利団体には、ワーキングホリデーや留学ビザ等で中期滞在している人達から次のような相談や報告が寄せられているとのことです。それぞれ簡単に纏めてありますので、参考にしてください。

- (1) 雇用関連
  - (ア) 詳細な雇用条件を文書で取り決めずに働き始め、給与の不当支給(最低賃金以下の給与等)や突然の解雇に遭う(英語や当地の雇用慣習等に不慣れであるため、必要な雇用条件を確認しなかったり、確認できていなかったことが原因)。
  - (イ) 雇用側が、在留邦人側の雇用契約や当地事情に不慣れな事情を知りつつ、雇用側に有利な雇用条件にする。
  - (ウ) 新聞の求人広告に応じて、接客のためにカラオケバーなどで採用された邦人に対し、雇用者が、その邦人の不適當な滞在資格を根拠に、不法なサービスを強要したり、給与や報酬の支払いを誤魔化す例が報告されています。
- (2) 住宅関連
  - (ア) 住宅や部屋の所有者と偽り、貸借関係を成立させ、前納金を詐取して行方をくらます、又は、取り決めとは異なる利用条件を強要する、不法な敷金(当地には敷金という概念はなく、相当するものは、契約最終月の家賃の前払いである)の請求や不返済、突然の解約を行う。
  - (イ) 裁判に持ち込むと、時間と費用がかかることになり、さらに言語上の不利があるので、多くの短・中期滞在邦人は対応をあきらめるケースが多い。加害者側は、そういった状況を見越して不法行為を行っており、結果として被害者の泣き寝入

りになることが多い。

(ウ) 住宅や部屋の賃貸に際しては、知識のある人ないしは正しい情報を提供する団体などから助言を得ることが肝要である。

### (3) ドメスティック・バイオレンス (DV) 関連

(ア) 親密な関係における、精神的／心理的虐待及び嫌がらせ行為を含む、実際の、又は、脅しによる如何なる身体的・性的な力の行使と定義されている。

(イ) オンタリオ法務省のウェブサイトには、DV は、深刻な犯罪であり、他者を脅迫すること、叩くこと、蹴ること、殴ること、押すこと、ストーカー行為、嫌がらせをすることは、犯罪である旨書かれてある。他者の意思に反して性的行為を行うことも犯罪であり、結婚しているか否かにより左右されないとしている。これらの行為を犯す者は、逮捕され、告訴され、服役することもある。

(ウ) 警察に仲裁を依頼するつもりで通報したとしても、訴えられた相手は逮捕拘束される。多くの場合、裁判となり、接触することを禁じられる。

## 4. 被害に遭わないための心構え

(1) 犯罪は、一般的に常習的に行われ、犯人の手口（やり方）は繰り返されるためパターン化する傾向があります。

実際に起こった犯罪を見聞きした時は、他人事と軽視せず、同じような犯罪が身近でも起こりうるという警戒心を持ち、普段から関心を持って対応していくことが大切です。

(2) 旅行者の場合には、ホテルの自分の部屋に安易に他人を入れない、また、貴重品をテーブルの上に置いたままにしないようにしましょう。また、外出時においても、犯罪を誘発するような「隙」を作らないことが肝心です。

(3) 「外国ではカメレオンになれ」と言う言葉どおり、現地社会の色になれば目立たないで、ターゲットになりにくくなります。

(4) 長期に滞在する場合、現地社会に対する貢献等を通じて現地に味方を作り、地域社会に守ってもらうという取り組み方も必要と考えられます。

(5) 当館では、ホームページを通じて、トロント市周辺の犯罪状況及び防犯対策を掲載しています。これも参考に当地での情報把握に心掛けて下さい。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/nihongo/chian/chian.html>

## 5. 具体的な対策

### (1) 一般的な防犯対策

当総領事館に報告されたトロント空港、宿泊ホテル、レストラン、バー等における置き引きやスリによる旅券の盗難や紛失は、2013年で56件報告されています。犯罪の手口は、巧妙なものとなってきています。具体的な注意事項としては、次のようなものが挙げられます。

- (ア) ズボンの後ポケットやバッグの外側のポケット等人目に付くところに財布や貴重品は入れないようにする。
- (イ) 空港での手続きやホテルでのチェックイン・チェックアウトの際、荷物を床に置いたままにすると置き引きに狙われやすいので注意が必要です。
- (ウ) ビュッフェ式の食事の際等には、テーブルや椅子にハンドバック、カバン等を置いたまま食事を取りに行かないようにする。
- (エ) 旅先で馴れ馴れしく近づいて来たり、或いは、わざと気を引くような行動をする人には要注意です。信用し、荷物の監視を依頼したために荷物を持ち逃げされたケースもあります。
- (オ) 窃盗団による観光客を狙った手口は様々ですが、通常、数人のグループで、そのうちの一人が近づいて来て、ケチャップやアイスクリーム等を洋服につけたり、小銭を落としたりして注意をそらし、その隙に、別の何人かが荷物を持ち去るといったケースもあります。自分の所持品は、自分の視野内に常に置き、油断しないよう注意しましょう。また、窃盗団がこれらの行為を実行する際には、予め付近で様子うかがっていることがあるので、自分の周辺にいる人達についても十分注意して見ておくことも必要です。
- (カ) 貴重品及びパスポート等は、市内見物や買物の際等には、なるべく持ち歩かずホテルのセーフティー・ボックス等に預けるようにする。  
(パスポートのコピーは、トラベラーチェック利用時の他、旅券の紛失・盗難の際に役に立つので、常に携帯することをお勧めします。)
- (キ) ホテルの従業員を装い、修理を口実に室内に侵入し、窃盗をはたらくケースもあります。自分が呼んだサービスでない限り、ドアを開けないようにしましょう。
- (ク) 訪問地に不慣れな団体旅行者や個人旅行者は、現地の添乗員やガイド等から、盗難の実態やその手口等を聞いて、当地滞在中には充分注意を払ってください。
- (ケ) ピアソン空港国内線到着時、バツケージクレームにて荷物を引き取るために気をとられている隙に、両側にいた中南米系の2人組によるスリ被害も報告されています(国内線ではバツケージクレーム内まで搭乗者以外も入ってこれるようです)。また、混み合ったナイトクラブ等での盗難が数件報告されています。

## (2) 交通事情と事故防止対策

- (ア) 2012年のトロント市での交通事故の発生数は、50,703件(うち交通死亡事故は44人と9人増)と、前年に比べ発生数は微減しました。交通法規が日本と異なり、又、法令も各州で異なるためこれらのことを念頭に、十分注意して運転するよう心がけましょう。当地では、日本と比べ急な進路変更や割り込みが多く見受けられます。
- (イ) 万が一、交通事故に巻き込まれた場合は事故現場に留まり、「911」の緊急番号に電話し警察の指示に従ってください。
- (ウ) 交通事故は、特に、天候の悪化する冬期に多いので、道路状態の危険な冬場の

運転不慣れな人は、特に、注意が必要です。

- (エ)ハイウェイで、追い越しやスピードの出し過ぎによる事故が多発しているので、安全運転をするよう心掛けましょう。
- (オ) 1992年12月より、日本の運転免許証所持者は、筆記試験及び実技試験なしでオンタリオ州の運転免許証に切り替えることが可能となりました。日本とカナダでは交通法規に違いがあるので、前もってオンタリオ州運転規則を熟知した上で運転するよう心がけましょう。

### (3) 誘拐に対する対策

当地において、邦人が巻き込まれた誘拐事件は発生しておりませんが、海外に住む邦人を対象にしたこの種の犯罪が起こり得ないとも限らないので、参考までに防止対策を記載します。

- (ア) 出勤・帰宅時に駐車車両や周辺の歩行者等に普段と変わったところがないか観察する。
- (イ) 車両に乗る前には、車の中、車の下、前後に不審物等がないか確認する。
- (ウ) 自分の行動は、無関係な人には出来るだけ知らせない。  
なお、誘拐事件発生の可能性がある場合には、出勤時間や帰宅時間を固定しない他、自宅・勤務先間のルートについても複数の経路を利用することも必要です。

### (4) 強盗に対する防犯対策

カナダは、米国ほど拳銃の所持が自由ではありませんが、凶器となる狩猟用ライフル銃やナイフは簡単に入手することが出来ます。又、米国より様々な銃器が密輸入されているということも報告されています。このため、警察には凶器を持った強盗事件が多く報告されていますので、下記の点に注意しましょう。

- (ア) 泥棒や強盗が、防犯状況や金目の物の下見をかねて住居を訪問することがしばしばあります。来訪者は、業者も含め、必要最小限の人しか中に入れないようにしましょう。
- (イ) 玄関ドアに覗き窓、複数の鍵、チェーンを取付て、来訪者に対応するときにはドアを全開せずに行うようにする（ホテルにおいても必ずドア・チェーンを掛けるよう心掛ける）。
- (ウ) ベッドルームは、最後の砦としてドアに複数の鍵を設置するなど避難室として使用できるようにしておく。
- (エ) 邦人の遭遇する犯罪被害の殆どは、強盗・窃盗を含む財産被害です。凶悪犯罪が増えている中で、犯人に対する対応の仕方を研究しておくことも重要です。例えば、犯人は金品だけが目当てだったにも拘わらず、犯人と対決した結果、財産犯が凶悪犯に転化することもあり得ますので十分留意する必要があります。（就寝中に賊に侵入され、それに気づいた時、或いは物音がして侵入者がいると疑われるような時などは、賊が去るまで寝た振りを通すこと

等も犯人との対決を避けるのも一案と言えるかもしれません）。

- (オ) 不幸にも侵入され、犯人と鉢合わせすることになっても、抵抗せず、相手に金品を与え退散させた方が無難です。その際、犯人の特徴などを出来るだけ記憶するよう心がけてください。

#### (5) 侵入盗に対する防犯対策

トロント市警察の管轄区域内の侵入盗（家屋、アパート及び商用施設）の発生件数は2012年で10,394件で、前年に比べ5%ほど減少となっています。侵入盗に対する対策では、次の点に注意しましょう。

- (ア) 鍵を紛失したり、以前の居住者が合鍵を所持していると認められる時は、ドアの鍵は取替えるようにする。
- (イ) 玄関ドアには、複数の鍵を取付ける。
- (ウ) 窓ガラスのみの場合には、容易に破壊され侵入されるおそれがあるため、格子や網を取付ける方が良いでしょう。  
特に、地下室の明かり採りの窓が侵入口として使われることがありますので注意してください。
- (エ) 家屋の周囲の照明は、侵入者が家屋に侵入しづらくする心理的な抑制となるので、防犯灯などで、できるだけ明るくしておく。
- (オ) 隣人等との協力関係を緊密にし、不在時や緊急時には協力を得られるようにしておく。
- (カ) 周囲の治安状況によっては、警備会社と契約し警報装置システムを設置することも検討する。
- (キ) ガレージを長時間空けたままにする時は、物品が盗まれないよう気をつける。  
特に、ガレージ内のドアは家屋へ侵入する入口となるため施錠するよう注意する。

## 6. テロについて

- (1) 当館管轄内において組織的、計画的なテロ事件は発生していませんが、「移民社会」としてカナダが持つ自由、かつ、寛大さ故に、カナダは、テロリストにとり機材及び資金調達などの場となりうる側面があると考えられています。
- (2) 2013年1月におこったアルジェリア人質事件のテロリストの2名は、オンタリオ州ロンドン市出身の青年でした。移民第二、第三世代によるいわゆる「ホームグロウン・テロ」に対する危機感が一層高まっています。
- (3) 2006年6月には、テロ行為を計画していたという容疑で18人の若者が逮捕されました。カナダはアフガニスタンへ派兵していたため当地においてもテロが発生する可能性は否定し得ません。テロの標的となりうる施設などを出来るだけ避ける等可能な限り注意を払うよう心がけてください。
- (4) 2001年9月の米国における同時多発テロの発生以降、カナダは隣国として、特に、当地はカナダの経済の中心であるため、全般的な警備体制の強化が図られ

ています。そのため、米国や英国でのテロ警戒度が高まると、当地での空港の規制等が厳しくなります。

## 7. 在留届の提出

- (1) 海外に3か月以上滞在する日本人は、旅券法第16条によって、日本国大使館または、総領事館に「在留届」を提出するよう義務づけられています。  
当総領事館においては、提出された在留届に基づいて当地における日本政府の行政サービスや、日本人が事件・事故等に遭遇された場合に所要の措置をとっております。
- (2) しかしながら、当地に在留されている邦人の方の中には、依然として在留届そのものの存在を知らず、これを提出していない方が多いのも実状です。当総領事館としても在留届が提出されていないならば、これらの方が当地に滞在していることを把握するのは困難です。
- (3) 在留届は、旅券の切り替えの際にも有用であり、在外選挙人登録申請の際には、在外公館の管轄区域に居住していることを「在留届」で確認します。また、総領事館に対し警察や病院から日本人の事件・事故に関する通報が入る場合、在留届の提出がないばかりに、その方の身元が分からず、ご家族や関係者への連絡に時間がかかることがあります。  
在留届が提出されていれば、各方面への連絡が迅速に行われます。在留届の重要性を認識して頂き、必ず提出するよう皆様のご協力をお願い致します。
- (4) 在留届の用紙は総領事館に備えつけてありますが、郵便での送付、ホームページ上からダウンロードでも入手可能であり、オンラインによる届出も可能です。詳細については、総領事館にご照会下さい。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/>

## Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

### 1. 普段の心構えと準備

#### (1) 連絡体制

カナダは、政治面では安定しており、隣国との戦争、内戦、クーデター等は想定されないと思います。また、地震やサイクロンなどの大規模な自然災害も少ないことから、大規模な緊急事態の発生の可能性は比較的低いと思われます。

しかしながら、グローバル化した現在、世界中で色々な形の新たなリスクの存在が指摘されています。例えば、同時多発テロ、鳥・新型インフルエンザ、洪水、大寒波の発生等の可能性は否定できません。現実には、2013年末の大寒波による大規模停電の発生、2006年6月には、トロント市内でテロ行為を計画していたという容疑で18人の若者が逮捕されました。また、2009年には新型イ

ンフルエンザの脅威が発生しました。この種の緊急事態はいつ発生するか事前に予想することはできません。

そのため、こうした緊急事態に備え、あらかじめ家族間、会社内あるいは友人、知人間で緊急連絡方法を決めておくことが重要です。携帯電話等が通じない場合などに備えて、お互いの住所を把握しておくことをお勧めします。（緊急事態発生時には、多くの携帯電話がつながりにくくなると思われまます）また、緊急時に必要な情報等が届くよう、在留届（e-mail アドレスも記入）の提出や連絡先変更がある場合にはその旨の届出（書式自由）の提出や連絡を励行して下さい。

なお、緊急事態発生の際には、当館より在留届に記載ある連絡先に情報を提供摺ることとしていますが、電話が使用できなくなる場合には、NHK海外放送により、連絡を行うこともあり得ますので、短波放送受信可能なラジオ（電池の準備もお忘れなく）の備え付けをお勧めします。

また、当館のホームページに関連情報を掲載し、随時、最新版に改訂していくこととしておりますので、御覧下さい。

## （2）一時避難場所

緊急事態発生の際には、常にその状況の推移に注意を払って情報を収集し、危険な場所に近づかないよう心掛けて下さい。

また、万が一緊急事態に巻き込まれた場合に備えて、平素から、いくつかのケースをあらかじめ想定して一時避難場所を検討されることをお勧めします。（自分や家族はどこにいるべきか（勤務先、通勤通学途上、自宅等）、どの様な事態があり得るか、外部との連絡手段はあるか否かなど）

## （3）緊急事態における携行品など、非常用物資の準備

旅券、現金、貴金属など最低限必要な物は、直ちに持ち出せるよう、あらかじめまとめて保管（勿論、窃盗等への配慮をお忘れなく）しておきましょう。

緊急時に一定期間、自宅での待機になる場合もありますので、非常用食糧・飲料、医薬品、燃料などを最低5日間分準備されることをお勧めします。

## （4）自動車の整備と燃料

2005年夏のハリケーン・カトリーナがニューオリンズ等米国南部を襲った際には、自動車で避難できた人々とできなかった人々との間で状況が大きく異なりました。

いざとなった場合に、自動車は移動手段としてだけでなく、避難先にも、暖をとる場所にも、ラジオ等情報入手場所にもなりますので、日頃から自動車の整備を行うとともにできるだけ燃料を補充しておきましょう。

## 2. 緊急時の行動

### （1）情勢の把握

緊急事態が発生し、又は、発生する恐れのある場合、総領事館は、邦人保護に万全を期するため、所要の情報収集、情報判断及び対策の策定を行い、ホームページへの掲載、在留届に基づき皆様へ情報連絡させていただきます。できるだけ平静を保ち、流言飛語に惑わされたり群集心理に巻き込まれたりすることのないようお願い

します。

緊急事態発生の際には、テレビ、ラジオ、インターネット等で、冷静に関連情報を収集するよう各自心がけて下さい。（特にインターネットで情報入手する場合は、政府機関や大手報道機関など信頼あるサイトに接続しましょう。）

#### (2) 当館への連絡

現場の状況のうち当館宛連絡した方が良いと思われるものは、その他の在留邦人の皆様への貴重な情報となりますので、随時、総領事館まで連絡を願います。自分や家族、又は、他の邦人の生命・身体・財産に危害が及び、又は、及ぶ恐れがある時は、迅速かつ具体的にその状況を総領事館に連絡して下さい。

緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応に当たることも必要となります。在留邦人の皆様にご協力をお願いすることもございますので、宜しくお願い致します。

#### (3) 国外への退避

事態の悪化（例えば、近隣地域での鳥インフルエンザの発生拡大の際等）に伴い、各自の判断により自主的に、あるいは総領事館の指示により帰国、又は、第三国等へ退避する場合は、邦人安否確認を行うために必要ですので、その旨を総領事館へ連絡して下さい。総領事館への連絡が困難な場合は、日本の外務省海外邦人安全課（電話：011-81-3-5501-8162）に連絡するようお願い致します。

外務省が「退避勧告」を発出した場合で、自家用車や一般の公共交通機関（商用機、列車、バス等）が安全な形で運行している間は、それらを使って可能な限り早急に退避して下さい。一般商業便等の運行がなくなった場合、或いは、満席の場合などは臨時便やチャーター便により退避することが必要となってくることもあり得ますので、総領事館の指示に従って下さい。

事態が切迫し、総領事館より退避、又は、避難のための集結を総領事館ホームページ等で緊急案内する場合には、総領事館が指定する一時避難先に集結して頂く事もあり得ます。その際、しばらくの間、同避難先で待機する必要が生ずる場合も想定されますので、可能であれば非常用物資や防寒着を持参下さるようお願い致します。他方、緊急時には自分及び家族の生命、身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最低限にさせていただくようお願い致します。

## IV. 緊急連絡先

### 1. オンタリオ州政府緊急連絡先

- (1) 地域安全・矯正サービス省緊急事態対応局 (Emergency Management Ontario, Ministry of Community Safety and Correctional Services) : 1-888-795-7635
- (2) オンタリオ州警察 : 911 (緊急時、オンタリオ州全域)  
非緊急時 = 1-888-310-1122、1-888-310-1133

### 2. オンタリオ州内各地域警察連絡先

- (1) トロント市警 : 緊急 = 911、代表 = 416-808-2222、

- ・ Emergency Management = 416-808-4900
- (2) ピール郡警察 (Mississauga, Brampton, Caledon) : 905-453-3311
- (3) ヨーク郡警察 (Richmond Hill, Thornhill, Vaughan, Markham) : 1-866-876-5423
- (4) ホルトン郡警察 (Oakville, Burlington, Halton Hills, Milton) : 905-825-4747
- (5) ウォータールー郡警察 (Kitchener, Cambridge) : 519-622-0771
- (6) ダーラム郡警察 (Ajax, Pickering, Whitby, Oshawa) : 905-579-1520
- (7) ナイアガラ地域警察 (Niagara Falls, Niagara-on the Lake, St. Catharines) : 905-688-4111

(以下地方都市警察)

- (8) Alliston 市警 : 705-434-1939
- (9) Barrie 市警 : 519-537-2323
- (10) Guelph 市警 : 519-824-1212
- (11) Hamilton 市警 : 905-546-4925
- (12) Ingersoll 町警察 : 519-485-6554
- (13) Kawartha Lake 市警 : 705-324-5252
- (14) Kingston 市警 : 613-549-4660
- (15) London 市警 : 519-258-6111
- (16) Sarina 市警 : 519-344-8861
- (17) Sault Ste Marie 警察 : 705-94-6300
- (18) Sudbury 市警 : 705-675-9171
- (19) St. Mary's 町警察 : 519-284-1762
- (20) Stratford 町警察 : 519-271-4141
- (21) Thunder Bay 市警 : 807-684-1200
- (22) Tillsonburg 町警察 : 519-688-6540
- (23) Windsor 市警 : 519-258-6111
- (24) Woodstock 市警察 : 519-537-2323

### 3. トロント市緊急対策部 (office of Emergency Management (OEM))

- ・ 代表 : 416-392-4554、メール : [oem@toronto.ca](mailto:oem@toronto.ca)
- ・ Manager, Office of Emergency Management : 416-392-6492
- ・ Emergency planning Coordinator : 416-392-3805

### 4. ピアソン空港

- (1) トロント市警ピアソン空港分署 (ピール郡警察 : 905-453-3311)
  - ・ 代表 : 905-453-2121
- (2) 第1ターミナル : 905-676-3640
- (3) 第2ターミナル : 905-676-5316
- (4) エア・カナダ (緊急対応) : 905-676-4264

### 5. 在トロント日本国総領事館

Suite#3300, T-D North Tower, 77 King Street West  
P.O. Box 10 T-D Centre  
Toronto, Ontario M5K 1A1  
電話: (416) 363-7038、Fax: (416) 367-9392  
(月～金 開館時間 9:00～17:00)、緊急連絡については24時間受付  
ホームページ: [www.toronto.ca.emb-japan.go.jp](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp)

## V. 結語

全世界に在留する邦人数は急増しており、2012年10月1日現在、カナダには、全世界の約5%となる約6万2千人の在留邦人数が居住しています。お預かりしている在留届によれば、そのうち17,185人の方々からオンタリオ州（オタワを除く）に居住しています。この手引きでは、在留邦人の皆様方、日系コミュニティの皆様方が安全にオンタリオ州で生活できるよう、また、緊急時において迅速・的確に対応していただけるよう諸点をまとめてみました。皆様の参考として頂ければ幸いです。